付テハ別冊ノ通合同消却方相定
之ノ機處分可致此旨相達候事

大藏卿松方正義

各國立銀行ノ紙幣ヲ消却スルハ
生スル利子ノ金額ヲ準據トシ總
宜之レヲ消却處分スルモノトス
ハ一銀行ノ計算ニ於テ或ハ紙幣
トニ過不足ヲ生スル事アルベシ
其消却ヲ完了スヘキモノトス
紙幣消却元資金ノ利子ヲ管轄廳
各銀行紙幣發行高ニ對比シテ一
算定シ其一覽表ヲ製シテ（六
迄ニ之レヲ大藏省ニ上呈シ各國
計算書ヲ發付シテ當李ニ消却ス
通知スヘシ
條ニ掲クル利子金ヲ以テ消却シ
取纏メ其發行店毎ニ之レヲ區別
内譯書ヲ添ヘテ之レヲ大藏省
証書ヲ領收スヘシ
領受セハ日本銀行ハ各銀行紙幣
貢際消却シタル紙幣ノ種類員額
立銀行ヘ送付スヘシ
消却証書ヲ得タルトキハ紙幣消
紙幣下付高ノ内ヨリ該金額ヲ扣
之ヲ日本銀行ヘ送達スヘシ
紙幣消却ノ旨ヲ大藏省ヘ屆出タ
實際消却高ノ多寡ニ拘ハラス
紙幣抵當公債証書ヲ直チニ各
ス

滿期ニ至リ發行紙幣尚殘存ス
令書第三條ニ掲クル公債証書
ヲ消却シ尚殘額アレハ命令書
賣拂ヒ其代金ヲ日本銀行ニ預
ノ資ニ充ツルモノトス
消却未タ完了セサル塲合ニ於
本銀行ハ其銀行ヨリ預リタル
シテ其銀行ニ係ル實際消却高
付消却高ノ方多額ナルトキハ大
額ヲ引換消却シ實際消却高ト
銀行ヨリ他ノ消却元資ヲ上納
分スルモノトス若又之ニ反シ
ハ大藏省ニ於テ實際消却高ノ
代金ヲ日本銀行ヘ下付シ他ノ

勳

吉利國
スタンホープオールドリッチ
吉利國
ムヘンリーストーン

學部教師元東京府下避病院
オット エドワルド ベールツ
オスボルン

叙勳四等贈與旭日小綬章

○六月二日分

内務少書記官兼統計院少書記官從六位　永井久一郎
兼任參事院員外議官補兼統計院少書記官如故

○四月九日分

叙從六位
叙正七位

正七位勳五等　井上　親忠
從七位勳六等　佐藤　義方
仝　仝　高橋　義輝
仝　仝　相良　孝道
仝　仝　足立　衛

時事新報

支那佛蘭西開戰ノ機熟ス

安南事件ノ如何ナル觀想ヲ呈出スルヤハ世人ガ常ニ念頭ニ留ムル所ニシテ時事新報モ亦決シテ探訪ヲ怠ラズ隨聞隨記毎日ノ紙上安南事件ニ關スルノ報道ヲ見ザルハナシ然ルニ事相漸ク變シテ漸ク重大ニ進ミ本日ノ紙上ニ記載スル最近ノ報知ニ由レハ支那佛國間ノ戰爭ハ到底避クベカラザルモノナリト判定スルノ外ナカルベシト信ズルナリ

上海ヨリ郵書ノ報知ニ由レハ支那政府ハ佛國ト開戰スル事ニ決シ南部ニ於テ大軍募集ニ着手シ李鴻章ヲ其先鋒ノ元帥ニ任シ既ニ旗章節刀ヲ李氏ノ許ニ送致シ皇帝ヨリ李氏ヘノ訓令ハ談判ヲ引延ハシテ時日ヲ長クシ兵ヲ送ルニ海路ニ由ラズシテ陸路ニ由リ重ヲテ勅令ヲ待タズシテ宣戰スベシトアリ北京政府ヨリハ遠近諸省ノ提督ニ羽檄ヲ飛ハシテ宣戰ニ決シタル旨ヲ報知シ上海ヨリハ多量ノ電線鐵柱類ヲ内地ニ輸送シ江南兵器局ヨリハ吳淞碇泊ノ軍艦ニ武器ヲ輸送シタリトアルニ五月廿九日上海發ノ電報ニ由レハ李氏ハ既ニ上海ヲ發シテ南方ニ向ヒ軍兵ハ天津太沽北塘ヲ發シタリトアルヲ見レハ事態頗ル切迫ナルヲ察知スベキナリ

佛國政府ハ最初在北京ノ同國公使「ブウリイ」氏ニ訓令スル所アリテ安南事件ニ付支那政府ト協議セシメタルニ同公使ガ李鴻章ト會合シ平和ノ約束ヲ結ビテ之ヲ本國政府ニ上申スルニ至リテ忽チ使命ヲ辱カシムルモノトシテ歸國ヲ命シ在東京ノ同國公使「トリクウ」氏ヲシテ直チニ北京ニ到リテ談判スル所アラシメント欲シ同氏ハ五月廿一日横濱解纜ノ佛國郵船ニ搭シテ其途ニ上リタリ今日頃ハ多分香港ヲ發シテ天津ニ赴カントシ未タ上海ニモ達セザル航海中ナルベシト推察スルナリ「トリクウ」氏ハ佛國政府ノ使命ヲ帶ビテ北京ニ到ラントシ目下正ニ其途ニ在ルニ支那政府ハ早ク既ニ出征元帥ノ任ヲ李鴻章ニ授ケ母ノ葬事ニ會シテ鄉里安徽省ニ在ルヲ再ビ北上シテ陸軍スルニモ及ハズ直チニ戰地ニ出張セシメタリ而シテ李氏ヘノ訓令中ニハ再命ヲ待タズシテ宣戰スベシトアリト云ヘハ仮令「トリクウ」公使ガ北京ニ到着シ無事ニ談判ヲ開クノ運ビニ至ルトスルモ其談判ノ最中ニ急ヲ告ケテ南ヨリ

開戰報知ノ飛脚到來スルガ如キ奇談ナキヲ必スベカラズ或ハ支那政府ニテ「トリクウ」氏ニ告ルニ李鴻章ニ宣戰講和ノ全權ヲ委任シタルヿヲ以テシ折角北京ニテ談判中ニモ在安南ノ佛國人ハ早ク既ニ支那二十万兵ノ重圍ニ陷リ彈丸雨中ノ人タルヤモ知ルベカラズ使命ノ次第ハ事ロ李鴻章ノ營中ニ就テ談スルニ如カズト云フヿアランニ「トリクウ」氏ハ之ヲ聽テ道理至極ノ挨拶トシ直チニ李氏ノ跡ヲ追テ雲南地方ニ到ラントスルカ「トリクウ」氏ハ佛國政府ヲ代表シ支那皇帝政府ト談判スル所アラントテ北京ニ到リタル人ナリ李鴻章ノ私客ニハアラザルナリ皇帝政府ヘ向ケラレタル佛國使節ガ李氏ニ雲南ニ就テ談論スルノ用ナカルベシ左スレハ「トリクウ」氏ガ北京貴着ノ上スハ談判ト云フニ至リテ其地位ノ頗ル不都合ナルヲ感スルヿアルベシ

一方ニテハ平和談判ノ使節往來ノ最中一方ニテハ出征ノ大將既ニ戰地ニ發向スル等甚ダ不都合ナル始末ナリト雖モ元來支那政府ノ舉動ハ普通ノ公法ヲ以テ規スベカラズ一種儒教國ノ慣例ニ由リ春秋戰國ノ筆法ヲ以テ題退スルモノナルガ故ニ其行爲實ニ端倪スベカラズ誠ハ公然宣戰ノ沙汰ニモ及ハズ突然敵艦ヲ砲擊シ敵營ニ襲來スルヿアルヤモ知ルベカラズ仮令突然ノ砲擊ニテモ砲擊ニハ相違ナキヲ以テ佛兵ハ之ニ應シテ攻防ノ策ヲ施サヾルベカラズ即チ兩國ノ間ニ開戰シタルナリ此御戰ノ結果ハ國ヨリ像想スベカラズト雖モ或ハ三万ノ支那兵ヲ以テ三百ノ佛兵ヲ圍ミ忽チ之ヲ塵殺スルガ如キヿナキヲ期スベカラズ支那兵ハ勝ニ乘シテ安南ニ進ミ佛國政府ハ急ニ數万ノ援兵ヲ本國ヨリ派遣シテ再ビ對陣ノ用意整フノ際ニハ英國ナリ魯西亞ナリ日耳曼ナリ漸ク中國講和ノ事ニ周旋シ京（キン）京地方東西ニ一線ヲ畫シ支那ハ北ヲ守リ佛國ハ南ヲ[illegible]永ク相爭フヿナカラシムルナルベシ竊カニ支那政府ノ心事ヲ察スルニ大ニ佛國ト釁ヲ開キ直チニ安南地方ヲ一掃シ佛人ヲシテ再ビ東洋ヲ競フノ念ヲ絶クシメントスルニ我兵力ノ強大之ヲ成シテ餘アリト自信スルニハアラザルベシ唯其意中ニハ中國ノ國勢永ク振ハズ爲メ[illegible]佛日本等窮夷小國ノタメニ被侮セラレ種種[illegible]ハ聖人ノ子孫ナシテ被髮左衽ノ民ナラシムルヿ等ルベキヤモ知ルベカラズ時ニ及テ中國ノ武威ヲ示シ發揚シテ曩然トシ自カラ撿束シ大國ニ事ルノ誠ヲ知ラシメザルベカラズト云フヲ第一ノ主義トスルナルベシ然ルニ[illegible]中國ハ支那政府ノ希望スル所ニヤ[illegible]整フノ時ニ至レハ直チニ佛國ト[illegible]界ニハ僅ニ數隊ノ戍兵ヲ置テ[illegible]ヲ除クヿナルベシ[illegible]隊ヲ大[illegible]

或ハ此序ヲ以テ其間遂ニ東亞中今一方ノ敵ニ向ヒ大ニ中華ノ威力ヲ示サントスルノ謀略アルヤモ否ハ我輩之ヲ今日ニ知ルヿ能ハザルナリ

雜報

○有栖川威仁親王　兼て英國に留學あされし有栖川宮威仁親王は來る八九日頃歸朝在るべしと既に旅行へ記せしが同親王は去月十七日米國桑港を發せられし旨宮内省へ電報ありしに依り御歸着も二三日の内なるべしとて一昨日同省より御待受の爲め官吏を横濱へ派出し猶御馬車をも昨日新橋停車場へ廻送る成りたりと

○觀花の宴　水本元老院議官ゲ本所二葉町の邸の花菖蒲滿開に付昨三日三條相國を始め貴紳れ方々を招じて觀花の宴を開かれさり

○野村駐墨總領官　同君には明後五日横濱出發れ和歌の浦丸にて神戸に赴き幾内東山北陸の諸道を巡回すると云ふ

○パークス公使　五月三日倫敦發れルイター社電報に在て在東京の英國公使パークス氏はウエード氏れ後任として北京の同國公使に轉任したりと報知ありし以來パークス氏ゲ此榮轉を承諾するや否の沙汰なきは全く支那政府にて何か異存を申出しるゆえありと聞きしゲ一昨日れ〜ラルド新聞に此轉任のことい外務卿グランヴィル侯より同公使へ通達ありて同公使よりも其御請を出したる由あり左すれば支那政府の異存も何とか片付きたるものなるべし同公使い數週間の中に赴任するよしあれば其前に東京横濱在留の英國人にて同公使の送別會を催し度しと記しあり

○上海電報　五月廿九日午前支那上海發の電報に曰く兵隊は天津、大沽、北塘を發しより李鴻章い當地を發して南方に向へり

○安南事件　五月中旬（日附を失ム）上海發の郵信に曰く支那政府は彌ゝ兵力を以て東京（トンキン）を爭ひ佛國と開戰することに決し雲南、貴州、廣西、廣東等の南部地方に[illegible]大兵募集に着手したり李鴻章い鄉里安徽省に[illegible]歸省中ありしを直ちに其地に就て新軍[illegible]に任せられ皇帝より旗章節刀を送致せり且[illegible]より出發歸決の旨を直隸、山西、四川、陝[illegible]及び其他數省の提督に羽檄を飛ばし[illegible]軍備檢閲のため先づ上海に[illegible]の上にて南方に向て出立するるべし日[illegible]月十六日に合肥縣を發し數日南京に滯在の後、軍艦海圻號にて揚子江を下り上海に來るよしなれど來着い五月廿四五日頃あるべし上海縣令い李氏を待受けわたり江南製造局并に廣東會館を巡視し專ら接待の準備中あり五月十三日より廿一艘の運送船に各十餘噸の電線并に鐵柱等電線架設の材料を積載し內地に向て上海を發し楊子江を溯れり又江南兵器局よりい運送船に兵器を積入れ吳淞碇泊の支那軍艦に送りより又支那皇帝より李氏への訓令は第一成るべく交談判を手間取らせ時日を延ばし其間に兵隊を南方に送るべし第二兵隊を送るは都て陸路に由り海路に由るあられ第三此他い後命を待つに及ぶ直ちに開戰すべしとあるよし云々○以上の報道に從へば安南事件に關し支那佛蘭西の間に到底一戰を催すに至るべし讀者諸君は尙ほ本日の時事新報社說を參讀せられよ

○支那海軍　支那政府にては今回英國に新軍艦十八艘を注文したる其中にて既に經十七センチメートル以上のクルップ砲五門を裝置するものを最小の軍艦を爲す由あれば非常の大注文なると推して知るべし

○端船競漕會　屢前號れ紙上に記載せし端船競漕會い昨日に延期あり　聖上には兼て仰出されし如く午前九時依皇居御出門御陪乘にい德大寺宮內卿供奉に小松宮殿伏見宮を始め三條太政大臣川村參議杉宮內大輔長田同權大書記官等の方々にて華族德川昭武君の邸に着御暫時御休憩十時後同邸の前なる堤上に設けある天覽所に臨御在らせらる右御場所の左右に續き競漕會本部并海軍省文武官縱覽所の設あり在禮服着用參觀ありし當日い天氣晴れ渡り氣候も快適の時なれば之を縱覽せんと一般人民も同所に赴くもの引きも切らす鉄道馬車并馬車人車も乘客非常に多く淺草通邊い最も繁雜を極めたり吾妻橋上に到れば見物人い群集山をなし東い墨田堤上西は今戸の方とも各地歩を占めて競漕時刻を待ちさりける斯く沿岸れ土地い寸隙を餘さず詰懸けられば船持い此機に投じ乘合船を仕立て水上の棧敷に代へたるは縱覽人に便利あるに船持も一時多分の利を占めたるとなるべし扨天覽所へ臨御間もなく競漕の準備整ひければ喇叭の合圖に從ひ第一番より順次に其地位を占め一發の大砲と共に漕ぎ出して水上標船の處に到りて回歸し整列船の來る順序を以て勝敗を定るとあれば各艦の水兵い平常鍛錬しる技術を今日を晴れと勇みに勇み心力を盡して働きける其有樣は如何にも勇々敢事にて見物人も覺へず力を込めて前後如何に目を注きける中にも各艦の中にて關係の方々もありて自分の最負もあれば中に勝を與へばやと呼ぶものあり又い一艘挺進して整列船に近寄り其勝敗も組分りたる時には拍手喝采する人もあり右の次第にて二番次に繰出し其勝を得る者い更に正服を着し道にて本會の本部に到り整列す此時會長仁禮賞狀及び賞金（桁渡金千疋競漕船金二十五圓）を付與す此日の勝を得たる者は漕金五十圓）を付與す此日の勝を得たる者は員の名譽と謂ふべきあり扨又競船の上流に溯へ天覽所の前に一船を繫ぎ渡桁玉取等れ技を各艦別に「コーペルボート」兵艦を出し或い賣して水兵い七福神に打扮ち或い高砂の翁婆に或い桃太郎鬼ゲ嶋渡航れ爲に扮し樂組人い形の裝束にて都俗に行はるゝ馬鹿囃の如く鳴し時ゝ戲れ躍りして彼方此方を漕ぎ廻し最も面白かりし正午前第五番迄終り午後第一番より十五番迄漸次に競漕せしが今其勝を得たる者くれば第一番（扶桑艦）第二番（同）第三番（富第四番（造船所）第五番（扶桑艦）第六番（淺間番（水兵屯營）第八番（金剛艦）第九番（東艦）筆敏艦）第十一番（金剛艦）第十二番（同）第十士山艦）第十四番（青旗練習所）第十五番（黃）其外　聖上ゲ特別の御好にて有數番の內の者を拔擢に更に二番い競漕を始めたるが其番い金剛艦第二番い扶桑艦ゲ勝を得たるよし了りさるは午後四時五十分夫より直に水雷艇掛りしが裝彈の目方に有るい三百斤より小さ六斤迄にて時々水面の各所に偶發する事七度に連發する事五回此度發れ時い恰あゲら百雷に落掛るゝ如く響き渡り此激動の爲めに沿岸も崩るゝ計りにて建付けの障子い倒るゝもあり繁き居たる小舟は其綱を切離され水間居さるもありしと　聖上には右天覽後同五時德川邸に入御暫時御休憩同六時二十五分大機に御順路を還幸あらせられ

○共同競馬會社　同會社にい一昨日及び昨日行はる盛大なりしが今四日更に臨時競馬を催馬の負馬と日本產馬の勝馬とを合せ內外人等の合圖に從ひ第一番より順次に其地位を占め大砲と共に漕ぎ出して水上標船の處に到りて回し尤も同日い午後より　聖上にも御臨幸遊さし猶委しくは次號に報道すべし

○陸軍省別途費　軍備擴張に付陸軍省へ去より百五十万圓十八年度よりい更に二百万圓入費として下付あるべきと此程又十七年度きける中にも百万圓を增加するとに決定せし由あれい十八年度は合計四百万圓を別途下渡あるべし

○參謀會議　各鎭臺の參謀長は近々上京ありし